

# 役員の報酬等及び費用に関する規程

平成24年4月1日  
規程第25号  
改正 令和元年6月20日  
改正 令和2年6月25日

## (目的及び意義)

第1条 この規程は、公益社団法人全国シルバー人材センター事業協会（以下「協会」という。）の定款第28条の規定に基づき、役員の報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益認定法」という。）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図るものとする。

## (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、総会で選任された理事のうち、協会を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益認定法第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

## (報酬等の支給)

第3条 協会は、常勤役員及び非常勤役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。ただし、非常勤役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる非常勤役員は、会長及び副会長（シルバー人材センター及びシルバー人材センター連合の役職員は除く）とする。

- 2 常勤役員には、役員賞与を支給することができる。
- 3 常勤役員の退職に当たっては、当該役員の任期に応じ退職手当を支給することができる。

(報酬等の額の決定)

第4条 前条第1項の報酬月額は、別表1「役員の報酬月額」を上限とし、各理事の報酬月額は理事会の承認を得て、決定するものとする。

- 2 常勤役員の役員賞与の総額は、別表2「常勤役員の賞与」のとおりとし、会長は、理事会の承認を得て、その総額の範囲内でそれぞれの常勤役員に支給するものとする。
- 3 常勤役員の退職手当は、別表3「常勤役員の退職手当の算出要領」に定める算式により算出される額とする。
- 4 前項に規定する退職手当は、常勤役員として円満に勤務し、かつ任期満了、辞任又は死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その法定相続人に支払うものとする。ただし、常勤役員が任期満了の日又はその翌日に引き続き同一の役職に再任された場合は、その任期満了をもって支給することとし、その額は、別表3「常勤役員の退職手当の算出要領」に基づきそれぞれの任期ごとに計算して得た額の合計額とする。

(報酬等の支給日)

第5条 報酬は、月額をもって支給するものとし、月の1日から末日までの期間につき、その月額をその月の15日に支給する。ただし、15日が土曜日又は祝日に当たるときは14日、15日が日曜日に当たるときは16日、16日が振替休日に当たるときは17日に支給するものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 報酬等は本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むものとする。

- 2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(新たに常勤役員になった者及び常勤役員でなくなった者の報酬)

第7条 新たに常勤役員になった者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤役員が離職したときは、その日までの報酬を支給する。
- 3 常勤役員が死亡したときは、その月までの報酬を支給する。

4 第1項又は第2項の規定により報酬を支給する場合であって、その月の1日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その報酬の額は、その月の日数から勤務を要しない日の日数を差し引いた日数を基礎として日割によって計算する。

(通勤手当)

第8条 常勤役員の通勤手当は、職員の例による。

(費用)

第9条 協会は役員が職務の遂行に当たって負担した費用については、これの請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

2 費用の額は、別表4「費用の額」により予算の範囲内において支給する。

(公表)

第10条 協会は、この規程をもって、公益認定法第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、総会の決議を経て行う。

(補足)

第12条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

別表1 役員の報酬月額

会長及び副会長	1回 30,000円×出勤回数
専務理事	本俸の月額 500,000円
	特別調整手当（本俸の月額に20%を乗じて得た額）

別表2 常勤役員の役員賞与

国的一般職の職員の給与に関する法律に定める支給割合を乗じて得た額
----------------------------------

別表3 常勤役員の退職手当の算出要領

報酬月額に勤続1年につき100分の100を乗じて得た額
-----------------------------

別表4 費用の額

- (1) 常勤役員の旅費 内国旅費規程に定める金額
- (2) 非常勤役員の旅費 内国旅費規程に定める金額
- (3) その他の費用 実費

#### 附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

#### 附 則

この規程は、令和元年6月20日から施行する。

#### 附 則

この規程は、令和2年6月25日から施行する。